

入 札 閲 覧 用 設 計 書								入札年月日 令和7年10月16日	
所長	局長	課長	課長補佐	係長	合 議		主査		
—	—								
業 務 名		中部海岸地区松くい虫駆除業務（2工区）							
位 置		東伯郡北栄町西園ほか							
工 期		令和8年3月19日 限	監督員予定者	高力 優	設 計 者	高力 優			
入 札 に つ い て		1 鳥取県会計規則による。 2 この業務の入札にあたっては、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。							
指 導 事 項		1 業務の安全確保について 業務中の事故防止（交通及び業務現場）について、特に留意すること。 2 暴力団排除について 業務に関して、暴力団からのあらゆる不正な要求に対し断固としてこれを拒否し、また被害に対しては、速やかに警察に通報するとともに捜査上必要な協力をする事。							

契 約 図 面

中部海岸地区松くい虫駆除業務（２工区）特記仕様書

本業務は鳥取県松くい虫駆除事業仕様書（以下「共通仕様書」という。）とともに、特記仕様書によるものとし、特記仕様書は、共通仕様書に優先する。

第１ 施工条件等

- 1 実施区域は別添図面のとおりであるが、詳細は現地において現場代理人が監督員とともに確認すること。
- 2 マツノマダラカミキリは、直径２cm程度の太さの枝または幹にも生育が可能であり、地際部の太い部位よりも、枝や幹の上部のほうで幼虫の密度が高いことから、枝や細い木を放置せず、これらの部位から優先的に駆除するように努めること。
- 3 駆除対象被害木は今年度に発生した松くい虫被害木とするが、必要に応じ不良木、不用木等の除去を指示することがある。
- 4 特別伐倒駆除については駆除必要量を把握するため、駆除野帳及びそれ以外のものについては、被害木特定により被害木の所在、根元直径、幹材積、全木材積を取りまとめた事前調査（被害木特定）結果を令和８年１月１５日（木）を目途に提出するものとする。
なお、被害木特定の開始時期については監督員と協議するものとする。
- 5 駆除数量の実績が計画数量を上回ると見込まれる場合は、伐倒数量が契約（計画）数量の９割程度となった時点で、受託者は協議書を提出すること。
当該業務のうち「伐倒・枝払・玉切」のおおむね３割を令和８年１月２０日（火）を目途に実施すること。また、駆除必要量の増加に伴い変更委託金額が当初委託金額の３割を超える場合は、年度内施工の可否について協議するものとする。
- 6 本業務により搬出対象となる樹幹部は県内チップ工場に搬出すること。搬出先は鳥取県中部森林組合三朝支所（東伯郡三朝町森）を設計しており、チップ工場取引価格は１t当たり、４，０８２円を見込んでいる。
なお、実際のチップ販売収入は事業費に充当することとし、チップ工場取引価格の販売伝票等（金額が明記されたものに限る）を事業完成期限の１０日前までに監督員に提出すること。
また、チップ工場等へ搬入する際は、積み荷を特定できるよう黒板等に業務名等を記載し、積み込み状況を適宜撮影し、管理資料を作成すること。
- 7 建物や道路等の障害物があり、チルホール又はクレーン等を使用しなければ被害木を安全に伐倒できない場合は、予め協議書を提出すること。
- 8 被害が激甚化している実施区域（北栄町西園付近）においては、特別伐倒駆除を優先して実施すること。

9 チェーンソーオイルは、森林環境に配慮した生分解性の植物油を使用すること。

- 10 労働災害が発生した場合の対応として、迅速・的確な通報と救援のために「とっとり森林緊急通報カード」を作成し、現地スタッフ全員がカード情報を共有すること。

第2 施工確認等

- 1 被害木の伐採及びその実施区域は、監督員が現場代理人に指示する。また、現場代理人は伐採が完了した後、速やかに監督員の施工確認を受けること。
- 2 施工確認に当たっては、以下の項目、数量について監督員による確認を受けるものとする。
 - (1) 根元直径（総本数の5%以上（最大30本））
 - (2) 搬出状況（1回以上）
 - (3) 枝条破碎状況（1回以上）
 - (4) 破碎後の木片の厚さ及び敷厚（1か所以上）
- 3 駆除野帳（「鳥取県松くい虫駆除事業仕様書」別紙様式1）は、事業完了時に集計作業が可能な電子データで提出すること。

第3 連絡打合せ等

- 1 契約書第2条第3項に規定する協議は、原則、事前に行うこととする。
- 2 現場代理人は監督員と常に意思疎通を図り、疑問点及び設計図書と現地状況の不整合等については十分な連絡打合せを行い、手戻りが生じないようにすること。
- 3 受託者は、監督員から業務の進捗状況の報告を求められた場合は、ただちに監督員に報告すること。
- 4 地元関係者と十分連絡調整し、トラブル防止に努めること。
- 5 県は、松くい虫被害木の駆除作業の効率化・コスト低減を目的として、マツノマダラカミキリの寄生が多いとされる幹の細い部位を優先的に処理する等の駆除手法を検討することとしており、当該事業地内において、現地検討会等を実施する場合には協力すること。

第4 積算等の注意事項

- 1 本業務の単価について、鳥取県県土整備部土木工事实施設計単価表に係るものの単価適用日は令和7年9月10日とし、松くい虫等防除事業の単価を準用するものは、令和7年度松くい虫等防除事業実施単価（秋期）によるものとする。また、諸経費率は「森林整備保全事業設計積算要領の制定について」によるものとし、最新の改定状況は、https://www.rinya.maff.go.jp/j/sekou/gijutu/sekisan_kijun.html を参照

すること。

- 2 本業務は、週休2日の取得に要する費用計上の対象としており、設計金額は「鳥取県治山工事及び林道工事における週休2日の取得に要する費用計上実施要領」に準じて、表1の「月単位の4週8休以上」の欄により費用を補正している。なお、現場閉所の状況に応じて精算時に補正係数を見直すので、現場閉所の実績が確認できる資料を工期末の14日前までに提出すること（実績によっては補正係数が低くなる場合がある）。

（補正計数）

週休2日の確保に取り組む業務において、対象期間中の現場閉所率に応じて、それぞれの経費に以下の補正係数を乗じるものとする。

表1

現場閉所の状況	月単位の4週8休以上	通期の4週8休以上
労務単価	1.04	1.02
機械経費（賃料）	1.02	1.02
共通仮設費率	1.03	1.02
現場管理費率	1.05	1.03

- 3 チップ販売収入は直接工事費の欄に計上しているが、積算ではチップ販売収入は諸経費（共通仮設費、現場管理費、一般管理費）の対象外である。なお、当初設計におけるチップ販売収入は1,138,000円（ $278.88\text{t} \times 4,082\text{円} = 1,138,000\text{円}$ 、千円止め）としています。
- 4 伐倒したマツの根元直径から、根株材積表に基づき、幹材積と枝条材積を算出します。
- 5 本業務の設計駆除数量（材積）及び、「伐倒・枝払・玉切」及び「木寄・集材」の作業歩掛の根拠とした駆除対象木の根元直径は見込み値であり、作業完了後、伐倒したマツの根元直径に応じて「令和7年度松くい虫等防除事業実施単価（秋期）（伐倒駆除・特別伐倒駆除）」により変更設計を行う。
また、本特記仕様書第1の4に基づく被害木特定調査の調査本数（設計数量）については、実際の調査結果本数により変更設計を行う。
- 6 木寄については幹材積と枝条材積を計上します。集材は幹材積を計上します。
- 7 チッパー機の経費は賃料で計上しているが、チッパー機を所有している者が受注した場合は、当該チッパー機の損料により変更設計するものとする。
- 8 チップ用材に係るトラック運搬台数は、搬出先のチップ工場等が発行する伝票の重量に応じて算出し、変更設計するものとする。

鳥取県松くい虫駆除事業仕様書

第1 共通

1 適用範囲

- (1) この仕様書は、鳥取県松くい虫駆除事業委託事務取扱要領（平成16年8月31日付森保第279号鳥取県農林水産部長通知）に基づいて鳥取県が実施する松くい虫駆除事業（以下「事業」という。）の委託に適用する。
- (2) 委託を受けた者（以下「受託者」という。）は、「鳥取県森林整備事業等業務検査規程」（以下「検査規程」という。）に従った監督・検査体制のもと、設計図書及びこの仕様書によって施工しなければならない。
- (3) この仕様書は、松くい虫駆除事業に関する一般的事項を示すものであり、個々の事業に対し特別必要な事項については、別に定める特記仕様書によるものとする。
- (4) 特記仕様書、設計図書、又は共通仕様書の間に相違がある場合、受託者は監督員に確認して指示を受けなければならない。
- (5) 受託者は、信義に従って誠実に事業を履行し、監督員の指示がない限り事業を継続しなければならない。ただし、緊急やむを得ない事情で臨機の措置を行う場合は、この限りではない。

2 施工従事者

- (1) 事業に従事する者は、被害木処理に当たり必要な知識・技術を習得した者でなければならない。
- (2) 受託者は、施工前に作業従事者に対し、松くい虫駆除処理に必要な知識・技術講習を実施し、また、新規参入者への講習も適時に行うものとする。

3 事業現場管理

- (1) 受託者は、常に事業の安全に留意して現場管理を行い、災害の防止に努めなければならない。
- (2) 受託者は、事業の施工中、監督員及び管理者の許可なくして流水及び水陸交通の妨害となるような行為、又は公衆に迷惑を及ぼす等の施工方法の採用をしてはならない。
- (3) 受託者は、事業箇所及びその周辺にある地上若しくは地下の既設物に対し、支障を及ぼさないよう必要な措置を講じなければならない。
- (4) 受託者は、薬剤及び油類等の危険物を使用する場合には、その保管及び取扱いについて関係法令の定めるところに従い、万全の対策を講じなければならない。
- (5) 受託者は、事業現場に事業関係者以外の者の立ち入りを禁止する必要がある場合は、板囲、ロープ等により囲うとともに、立入禁止の標示をする等十分な措置を講じなければならない。
- (6) 受託者は、事業現場には一般通行人が見やすい場所に事業名、事業期間、事業主体名、事業受託者の氏名、連絡先及び電話番号、現場責任者名等を記入した事業標示板を設置しなければならない。
- (7) 受託者は、事業の実施に影響を及ぼす事故、人身事故、又は第三者に危害を及ぼす等の事故が発生した場合、又はその徴候を発見した場合は、応急の措置を講ずるとともに、すみやかに監督員に報告しなければならない。
- (8) 受託者は、施工に伴って発生した雑木、草等を野焼きしてはならない。
また、作業員等の喫煙場所を指定し、指定場所以外での火気の使用を禁止しなけ

ればならない。

4 施工計画書

- (1) 受託者は事業着手前に、次の事項を記載した施工計画書を監督員に提出しなければならない。また、監督員がその他の項目について補足を求めた場合には追記するものとする。ただし、監督員の承諾を得た事項については、省略することができる。

- ア 現場組織表
- イ 施工方法
- ウ 計画工程表
- エ 施工管理計画
- オ 緊急時の体制
- カ 安全管理
- キ 環境対策
- ク その他

- (2) 受託者は、施工計画書の内容に重要な変更が生じた場合は、そのつど変更に関するものについて、変更計画書を提出しなければならない。

5 施工中の環境への配慮

受託者は、事業の施工に当たり、現場及び現場周辺の自然環境、景観等の保全に十分配慮するとともに、自然環境、景観等が著しく阻害される恐れのある場合及び監督員が指示した場合には、措置を講じ、監督員の確認を受けなければならない。

6 官公庁への手続

- (1) 受託者は、事業の施行に当たり、必要な関係官公庁その他の機関に対する諸手続は、迅速に処理しなければならない。
- (2) 受託者は、関係官公庁その他の機関に対して交渉を要するとき、又は交渉を受けたときは、遅滞なく監督員に報告しなければならない。

7 諸法規の遵守

受託者は、事業の施工に当たり、関係法令及び事業に関する諸法規を遵守し、事業の円滑な進捗を図るとともに、関係法令等の運営・適用は、受託者の負担と責任において行われなければならない。

8 安全管理

- (1) 受託者は、事業の施工に当たり、常に安全に留意し現場管理を行い、災害の防止を図らなければならない。
- (2) 受託者は、施工期間における災害を防止するため、事業箇所及びその周辺のパトロールを実施するとともに、事業関係者による安全教育・訓練等を1ヶ月に1回以上実施し、関係する資料を整備するものとする。また、新規参入者の教育も適時に行うものとする。
- (3) 受託者は、使用機械、車両等の点検整備を行い、管理するものとする。
- (4) 受託者は、事業の施工中に事故が発生した場合、直ちに監督員に通報するとともに、事故の報告書を監督員が指示する期日までに、監督員に提出しなければならない。

9 事業中の検査又は確認

- (1) 受託者は、事業施工中において、設計図書で指定した事項又は監督員があらかじめ指示した事項については、監督員の検査又は確認を受けなければ、後続の作業を進めてはならない。
- (2) 前1項の規定において、受託者は、監督員の検査及び確認に関する資料を整備しなければならない。
- (3) 受託者は、監督員が事業の進捗状況の報告を求めた場合はただちに監督員に報告しなければならない。
- (4) 受託者は、委託事業量の9割の進捗率に達した場合は、前項の規定にかかわらず、監督員に報告しなければならない。
- (5) 監督員が未処理の被害量の報告を求めた場合は、ただちに監督員に報告しなければならない。

10 事業検査

- (1) 検査に当たっては、専門技術者その他立会いを求められた事業関係者が、必ず立ち会って検査を行わなければならない。
- (2) 受託者は、検査のために必要な資料及びその他の措置について、検査職員の指示に従わなければならない。

11 後片付け

受託者は、事業の全部又は一部の完成に際し、施工地周辺を保全、後片付け及び清掃し、かつ整然とした状態にするものとする。ただし、事業検査に必要なものは監督員の指示に従って存置し、検査終了後に撤去するものとする。

第2 特別伐倒駆除

1 伐倒措置

- (1) 被害木（マツノマダラカミキリが付着しているマツ）の伐倒は、周辺の健全木等に傷害を与えないように行うこととし、地際から10センチメートル（以下「cm」という。）の高さ（最大許容値プラス3cm）で行う。
- (2) 葉色が赤色となっているマツに隣接した葉色に変化の見られるマツにあつては、必ず樹皮を剥皮して、ヤニの吹き出しにより、被害木であるか否かを判断し、伐倒措置を行うこと。
- (3) 被害木は景観及び安全上、急を有するものから速やかに伐倒措置し、その他監督員の指示に従って計画的に措置するものとする。
- (4) 伐倒した伐採木は、移動式チップパーで安全に破砕が行える若しくは確実に炭化が行える程度の長さに玉切り、枝払いを行うこと。
なお、利用促進としてチップ工場へ搬出するものは、末口6cm以上、長さ2メートル（m）程度（上下限2割）に採材すること。

2 破砕措置

全木破砕においては被害木の幹材部及び枝条部、枝条破砕においては搬出されない末木枝条について、周辺環境に配慮しつつ、移動式チップパーにより破砕後の木片の厚さが15ミリメートル（以下「mm」という。）以下となるように破砕し、林内に10cm以下の厚さになるよう均一に散布すること。

なお、破砕漏れが無いよう、十分伐採現場を精査すること。

3 被害木の利用促進

- (1) 被害木をチップ工場等へ搬出する場合、原則として、県内のチップ工場等とし、破砕後の木片の厚さが6 mm（木材チップパーにより破砕する場合にあつては、15 mm。）以下となるように破砕することのできる工場等でなければならない。
なお、搬出の際は、事前に売買契約等を締結するものとし、チップ工場等が発行する販売伝票等（金額が明記されたものに限る）を事業完成期限の10日前までに監督員に提出し、令和8年3月9日までに破砕を完了することを条件としなければならない。
- (2) チップ工場等へ搬入する際は、積み荷を特定できるよう荷番号をスプレー等で明示すること。
- (3) チップ工場等に伐採木を搬入した場合、チップ工場等が発行する搬入伝票に売買契約名及び搬入荷番号を明記し、その都度（搬入伝票毎）搬入先工場担当者の検印を受けて、管理資料として整理すること。
- (4) 受託者は、チップ工場等への搬入時期を調整し、令和8年3月9日までに破砕を完了すること。

4 駆除済みの証

受託者は、駆除措置が終了した被害木の伐根に一連番号をナンバーテープ等を使用して明示すること。

5 駆除野帳

- (1) 受託者は、前項で明示した番号順に所在地、根元直径、幹材積、全木材積等を別紙様式1に記載し、提出すること。
- (2) 幹材積については、駆除立木の伐倒直前又は直後に根元直径を計測し、別紙「鳥取県マツ根株材積表」によるものとし、全木材積（駆除材積）は、幹材積の1.2倍とする。
- (3) 根元直径は、地際から10 cmの高さの最小径を計測し、表皮を含むものとする。

6 写真記録

次の事項について撮影し、管理資料を作成すること。

なお、デジタル写真による撮影、管理の場合は、原則として画像編集したものは認めない。

- (1) 伐倒措置
 - ア 施工箇所全景、及び枯損状況の代表部分を適宜撮影すること。
 - イ 伐採木の根元直径について、伐採木本数全体の5%以上（最大50本）を特定の直径階に偏らないよう撮影すること。
 - ウ 玉切り、枝払い、集積状況について、適宜、撮影すること。
 - エ 1の(2)の葉色の変化したマツを駆除する場合は、当該木のヤニの吹き出し状況を撮影しておくこと。
- (2) 破砕又は焼却措置
伐採木本数全体について、適宜、破砕又は焼却日時、被害木番号を黒板に記載し、その黒板とともに破砕又は焼却状況を撮影し、管理資料を作成すること。
- (3) その他
その他監督員が指示する状況等を撮影し管理資料を作成すること。

7 事業費

当該作業完了後、次のとおり事業費を変更するものとする。

(1) 伐倒、枝払い、玉切り及び薬剤散布費

伐倒したマツの根元直径に応じて変更

(2) 集材費

伐倒したマツの根元直径及び集材距離に応じて変更

(3) 運搬費

搬出先のチップ工場等が発行する伝票の重量に応じて変更

8 その他

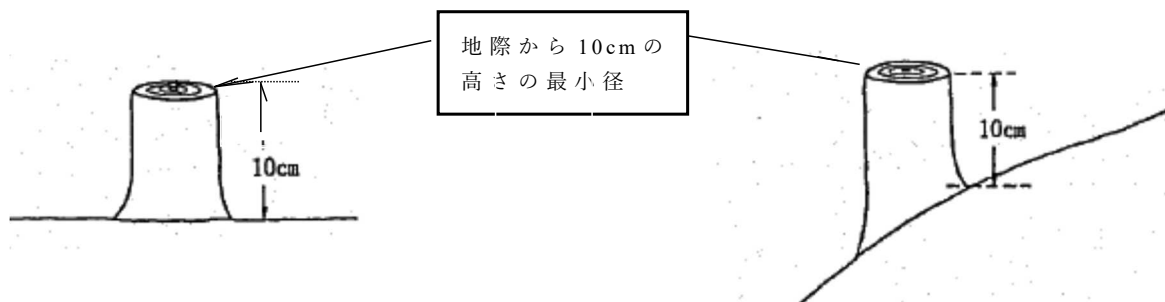
使用した移動式チップパー等の使用状況が確認できる書類を取りまとめること。

鳥取県マツ根株材積表

根元直径 (cm)	幹材積 (m ³)		根元直径 (cm)	幹材積 (m ³)
4	0.002		38	0.661
6	0.005		40	0.757
8	0.011		42	0.861
10	0.020		44	0.973
12	0.032		46	1.094
14	0.048		48	1.120
16	0.068		50	1.216
18	0.092		52	1.315
20	0.122		54	1.419
22	0.157		56	1.526
24	0.197		58	1.637
26	0.243		60	1.752
28	0.296		62	1.871
30	0.355		64	1.994
32	0.420		66	2.121
34	0.493		68	2.252
36	0.573		※70cm以上は、毎木材積調査を行う。	

(根元直径の測定方法)

- 1 根元直径の計測は、2 cm 括約とする。
例) 20.0cm の場合、19.0cm 以上 21.0cm 未満の範囲。
- 2 根元直径は地際から 10 cm の高さの最小径 (表皮を含む) とする。



[illegible]

「積算関係資料の注意書き」

本業務は前払い補正の対象外であることから、前払い補正がかからないように設計しています。積算システム上の問題により総括情報表の前払率が40%となっていますが、前払いはしません。

総括情報表

頁0-0001

事務所 設計書名 変更回数 事業名 適用単価区分 適用単価地区 単価適用日 諸経費体系 ファイル名	13 中部総合事務所農林局 設計書 当初 07-*****-00003-10 0 1 実施単価 22 北栄町（旧大栄町） 00-07.09.10(0) 1 治山		
	当 世 代	前 世 代	
前払率 (%) 工種区分 施工地域・施工場所 契約保証区分 豪雪割増 週休二日補正係数 消費税率 (%)	40 17 森林整備B 19 補正なし 03 補正しない 02 豪雪割増あり 12 月単位の週休2日 10		

07-*****-00003-10

07-016608-012671-T-0

工事内訳書

頁0-0002

費目・工種・施工名称など		数	量	単 位	単 価	金 額	備 考
本工事費							X1000
特別伐倒駆除 枝条破砕							Y1999 (レハ [°] #1)
施工地 西園ほか							Y2999 (レハ [°] #2)
		1		式			工種 第0001号表
運搬 トラック運搬 20km							Y2999 (レハ [°] #2)
		1		式			工種 第0002号表
被害木特定							Y2999 (レハ [°] #2)
		1		式			工種 第0003号表
チップ販売収入							Y2999 (レハ [°] #2)
	チップ販売収入						W0001
	278.88t×-4082円=-1,138,000円（千円止）	1		式			8
直接工事費							
共通仮設費							
				式			

07-*****-00003-10

鳥取県

工事内訳書

頁0-0003

費目・工種・施工名称など	数	量	単	位	単	価	金	額	備	考
共通仮設費計										
純工事費										
現場管理費										
工事原価				式						
一般管理費等										
工事価格				式						
工事価格計										
消費税等相当額計										
工事費計				式						

07-*****-00003-10

鳥 取 県

施工地 西園ほか

Y2999

工種明細書

工種 第0001号表

頁0-0004

工 種 ・ 施 工 名 称 など	数	量	単	位	単	価	金	額	備	考
伐倒・枝払・玉切 根元直径 2 2 cm以下 地表状況 難 傾斜0-15度	420		m	3					V0001 00	
									施工 第0 -0001号表	
木寄・集材 (2t積・直取り) 根元直径 1 8 cmー 2 4 cm未満 運搬距離400m-600m未満 伐倒材積×0.83 (幹部)	348.6		m	3					V0017 00	
									施工 第0 -0003号表	
木寄 グラップル木寄 0.25クラス 伐倒材積×0.17 (枝条部)	71.4		m	3					V0003 00	
									施工 第0 -0008号表	
木材チップ化 20kw級チップパー 伐倒材積×0.17 (枝条部)	71.4		m	3					V0009 00	
									施工 第0 -0010号表	
木材チップ敷均し	71.4		m	3					V0012 00	
									施工 第0 -0012号表	
単位当り	1			式						

07-*****-00003-10

鳥 取 県

トラック運搬 20km						
工 種 ・ 施 工 名 称 など	数	量	単 位	単 価	金 額	備 考
駆除材積込（機械積込） 輸送トラック等への積込						V0005 00
	348.6		m 3			施工 第0 -0013号表
チップ用材運搬費 20km 4tクラス 搬入先：鳥取県中部森林組合三朝支所						V0007 00
	70		台			施工 第0 -0015号表
※※単位当り※※						
	1		式			

工 種 ・ 施 工 名 称 など	数	量	単 位	単 価	金 額	備 考
被害木特定 地表状況 難（補正係数＋10％）						V0008 00
	2,229		本			施工 第0 -0016号表
※※単位当り※※						
	1		式			

V0001
地表狀況 難 傾斜0-15度

施工 第0-0001号表

10 m 3 当り

[illegible]

鳥 取 県

V00
標準鋸長500mm

施工 第0-0002号表

1 目 当り

[illegible]

鳥 取 県

木寄・集材（2t積・直取り）			V0017		施工 第0 -0003号表		頁0-0009	
根元直径1.8cm～2.4cm未満			運搬距離400m～600m未満		伐倒材積×0.83（幹部）		10	m3 当り
名 称 ・ 規 格 な ど	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考			
特殊運転手	0.48	人			RTPC00006			
普通作業員	0.81	人			RTPC00002			
グラップル木寄 ベースマシン0,25クラス	2.3	h			V0011 施工 第0-0004号表			
グラップル積込 ベースマシン0,25クラス	1.48	h			V0011 施工 第0-0005号表			
小型不整地運搬車 2.0t積	0.83	日			V0004 施工 第0-0006号表			
グラップル桧積 ベースマシン0,25クラス	0.67	h			V0011 施工 第0-0007号表			
合計	10	m3						
単位当り	1	m3						
07-*****-00003-10			鳥 取 県					

グラップル木寄 ベースマシン0,25クラス			V0011		施工 第0 -0004号表		頁0-0010	
							1	h 当り
名 称 ・ 規 格 な ど	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考			
グラップル損料 0.25クラス	1	h			F0014			
軽油 小型ローリー（パトロール給油）	5.9	L			F0004			
単位当り	1	h						
07-*****-00003-10			鳥 取 県					

名 称 ・ 規 格 な ど	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
グラップル損料 0.25クラス	1	h			F0014
軽油 小型ローリー (パトロール給油)	5.9	L			F0004
※単位当り※	1	h			

名 称 ・ 規 格 な ど	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
小型不整地運搬車賃料 2.0t積	1.75	供用日			F0001
軽油 小型ローリー (パトロール給油)	17.94	L			F0004
※単位当り※	1	日			

施 工 单 价 表

1 h 当り

[illegible]

07-*****-00003-10

鳥 取 県

施 工 单 价 表

10 m 3 当 η

$$\text{伐倒材積} \times 0.17 \text{ (枝条部)}$$
[illegible]

07-*****-00003-10

鳥 取 県

施 工 单 价 表

1 日 当り

[illegible]

07-*****-00003-10

鳥 取 県

施工单価表

1 m 3 当り

[illegible]

07-*****-00003-10

鳥 取 県

名 称 ・ 規 格 な ど	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
普通作業員	0.25	人			RTPC00002
バックホウ運転 0.45クラス	1.79	h			V0006 施工 第0-0014号表
バックホウ用掴み装置損料 開口部1,700-2,000	1.79	h			F0013
合計	10	m 3			
単位当り	1	m 3			

名 称 ・ 規 格 な ど	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
特殊運転手	0.17	人			RTPC00006
機械損料 0.45クラス	1	h			F0012
軽油 小型ローリー（パトロール給油）	8.6	L			F0004
単位当り	1	h			

チップ用材運搬費
20km 4tクラス

V0007

搬入先：鳥取県中部森林組合三朝支所

施工 第0 -0015号表

1

台 当り

頁0-0021

名 称 ・ 規 格 な ど	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
トラック運賃 中型車 20km 4tクラス	1	台			F0010
単位当り	1	台			

07-*****-00003-10

鳥 取 県

被害木特定
地表状況 難（補正係数＋1.0％）

V0008

施工 第0 -0016号表

100

本 当り

頁0-0022

名 称 ・ 規 格 な ど	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
特殊作業員	0.18	人			RTPC00001
					0.16*1.11
普通作業員	0.18	人			RTPC00002
					0.16*1.11
雑材料	4	%			#01
合計	100	本			
単位当り	1	本			

07-*****-00003-10

鳥 取 県

単価一覧表

(単位：円)

名 称	種 別	形状・寸法	数量	単 位	単 価	備 考
労務費	特殊作業員	—	1	人・日	23,816	R7年9月10日以降 土木工事実施設計単価表 週休2日補正(月単位の4週8休以上)
	普通作業員	—	1	人・日	18,616	R7年9月10日以降 土木工事実施設計単価表 週休2日補正(月単位の4週8休以上)
	運転手(特殊)	—	1	人・日	21,736	R7年9月10日以降 土木工事実施設計単価表 週休2日補正(月単位の4週8休以上)
運搬費	トラック(4トン)	20kmまで	1	台	18,220	R7年度松くい虫等防除事業実施単価(秋期)
燃料費	ガソリン	レギュラー	1	リットル		R7年度建設物価(9月号) スタンド
	軽油	パトロール給油	1	リットル		R7年度建設物価(9月号) 小型ローリー
	2サイクルオイル		1	リットル		R7年度建設物価(9月号)
	混合油	50:1	1	リットル		
	潤滑油(チェーンオイル)	生分解性	1	リットル	909	R7年度松くい虫等防除事業実施単価(秋期)
機械賃料	移動式チップパー	20kw	1	日	34,323	R7年度松くい虫等防除事業実施単価(秋期) 週休2日補正(月単位の4週8休以上)
	小型不整地運搬車	2t積	1	日		R7年9月10日以降 土木工事実施設計単価表 週休2日補正(月単位の4週8休以上)
チップ工場引取価格		幹	1	トン	4,082	R7年度松くい虫等防除事業実施単価(秋期)

(注1) 労務費及び機械賃料の単価は、週休2日補正(月単位の4週8休以上)を行ったものです。

(注2) 小型不整地運搬車の機械賃料の単価は、貸借期間1ヶ月以上を適用(10円止め)した上で、前記の週休2日補正を行ったものです。

数量総括表

種 別	数量	単位	備 考
(特別伐倒駆除、西園ほか)			
伐倒・枝払・玉切	420.000	m3	根元直径=22cm以下、傾斜0～15度未満、地上状況 難
木寄・集材(幹)	348.600	m3	根元直径=18～24cm未満、運搬距離400～600m未満
木寄(枝条)	71.400	m3	
林内チップ化(枝条)	71.400	m3	
チップ敷均し	71.400	m3	
(特別伐倒駆除、運搬)			
駆除材積込(機械積込)	348.600	m3	
チップ用材運搬	70.000	台	4 t クラス、運搬距離20km
(チップ販売)	278.880	t	
(被害木特定)	2,229	本	

駆除材積等集計表(2工区)

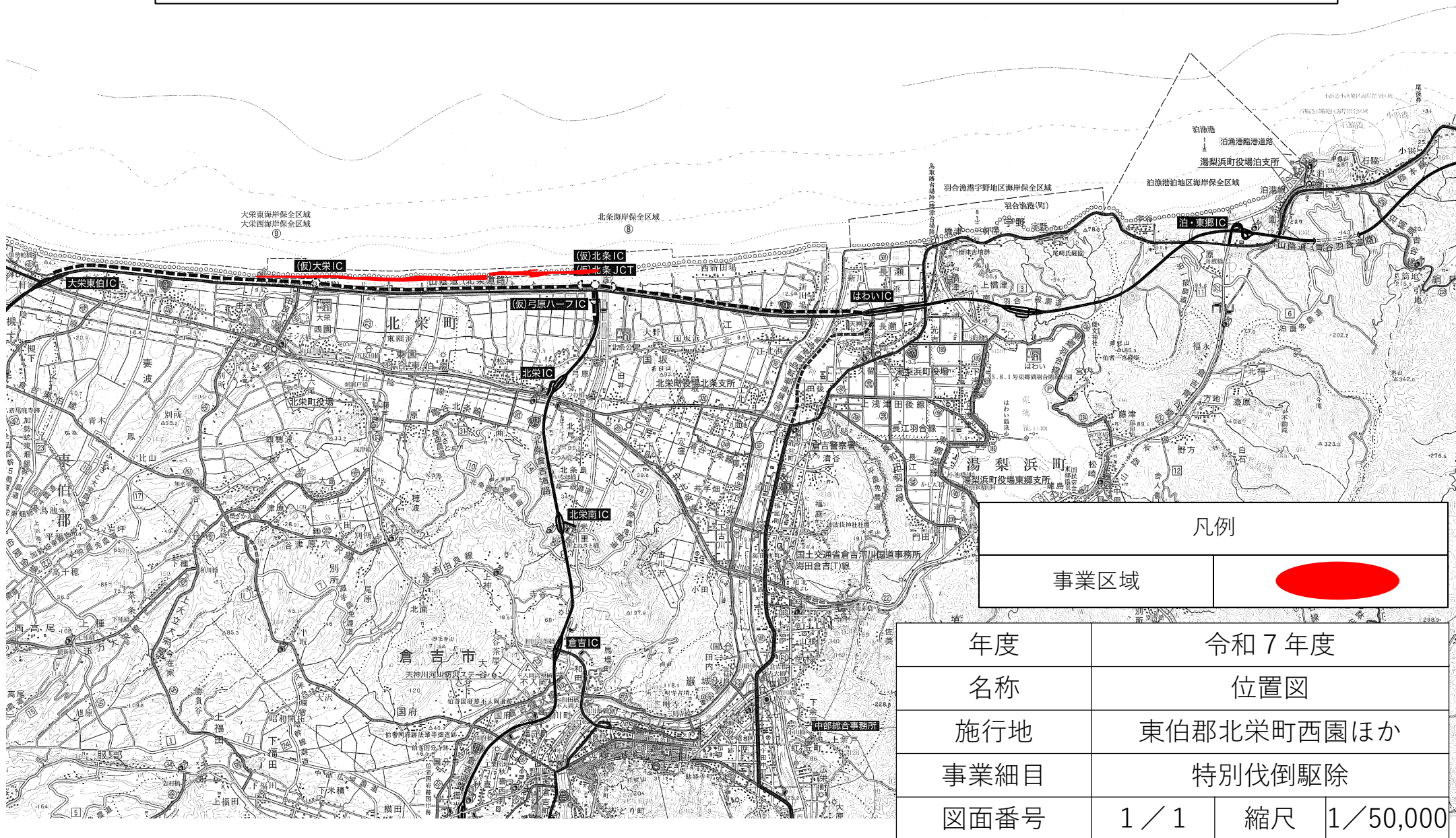
	施工地	駆除本数	事前調査 (被害木特定)	全木材積 (m3)	平均根元直径	林内運搬 (m)	備考
北栄町	西園ほか	2,229	○	420.000	22cm以下	400～600m未満	
合計		2,229	2,229	420.000			

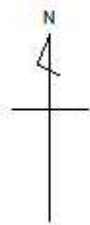
○ 全木材積は、昨年度の駆除量及び今年度の被害状況により算出した見込み数量です。

○ 駆除本数は、昨年度の施工地毎の平均根元直径(駆除実績)により単木材積を算出し、全木材積を除いたものです。

○ 被害木特定調査の調査本数(設計数量)については、実際の調査結果本数により変更設計を行う。

中部海岸地区松くい虫駆除業務（2工区）位置図





中部海岸地区松くい虫駆除業務（2工区）平面図

箇所：北栄町妻波・由良宿付近

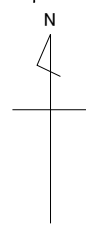


凡 例	
特別伐倒駆除区域	
土 場	

年度	令和 7 年度		
名称	平面図		
施行地	東伯郡北栄町西園ほか		
図面番号	1 / 4	縮尺	1 / 5,000

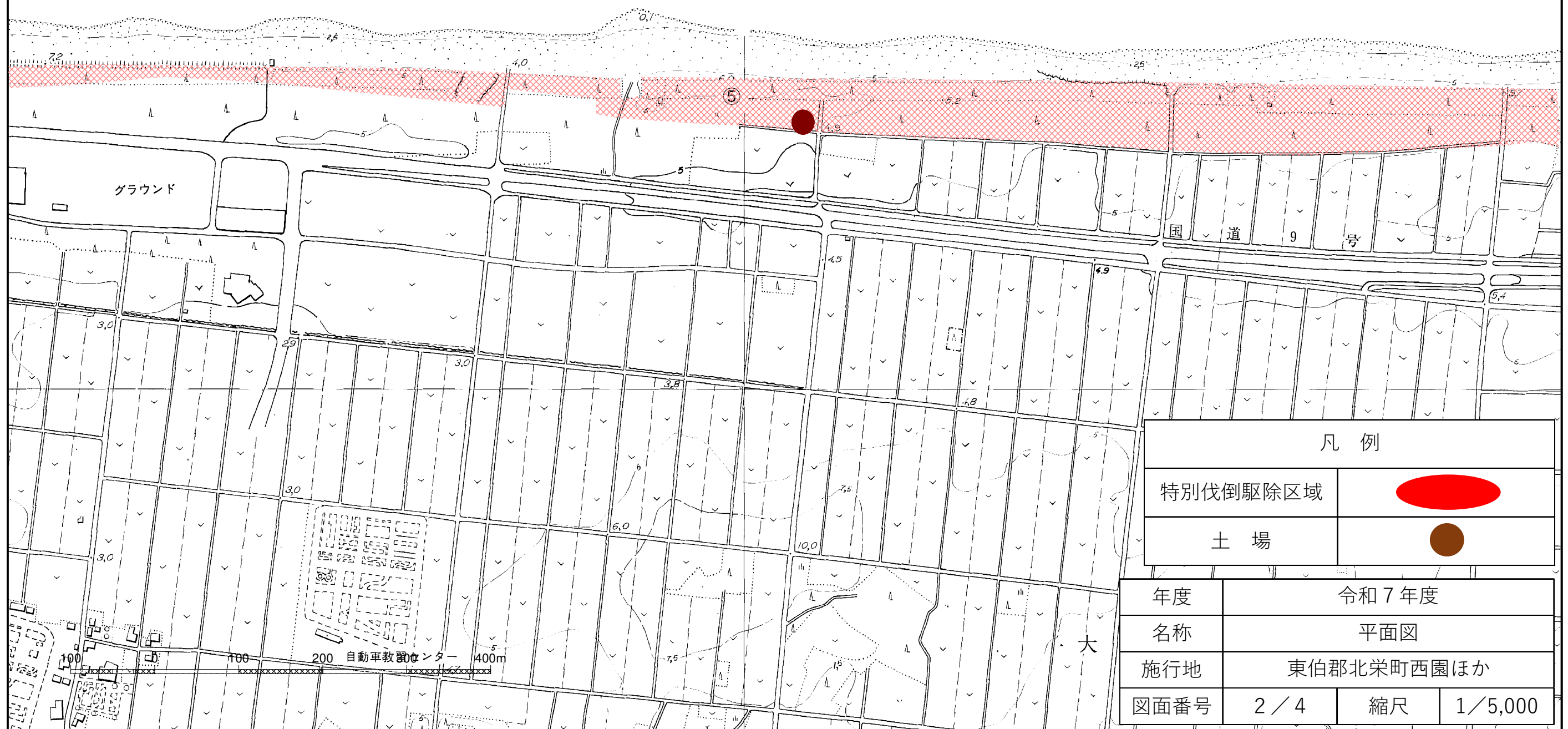


1:5000



中部海岸地区松くい虫駆除業務（2工区）平面図

箇所：北栄町西園付近



凡 例

特別伐倒駆除区域



土 場



年度

令和7年度

名称

平面図

施行地

東伯郡北栄町西園ほか

図面番号

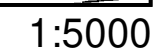
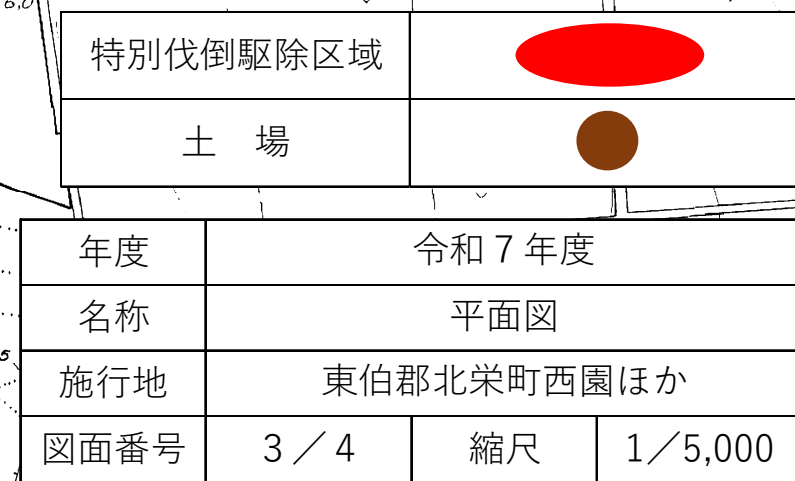
2 / 4

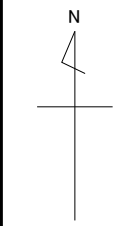
縮尺

1 / 5,000



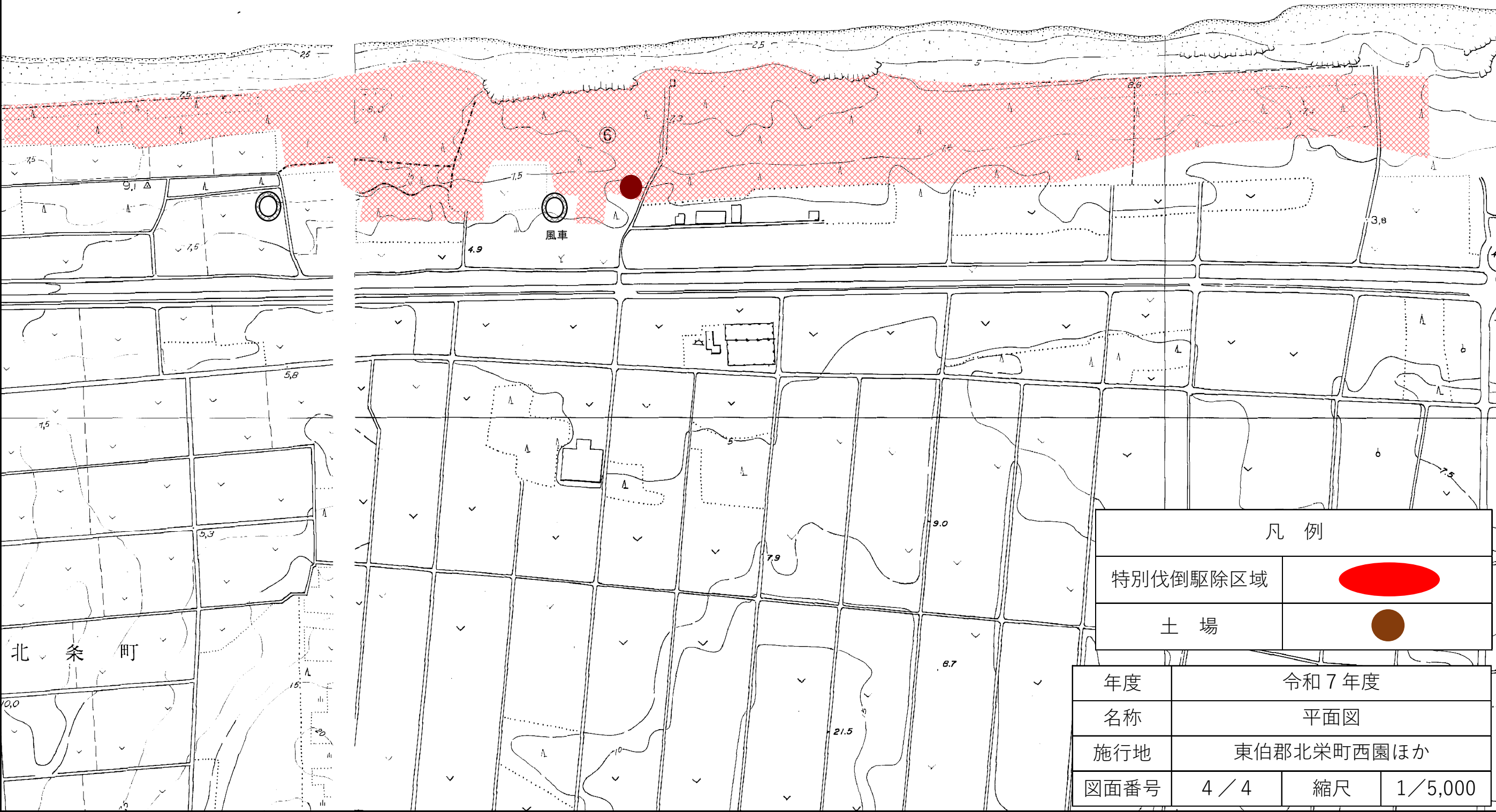
箇所：北栄町東園、松神付近





中部海岸地区松くい虫駆除業務（2工区）平面図

箇所：北栄町下神・弓原付近



凡 例	
特別伐倒駆除区域	
土 場	

年度	令和 7 年度		
名称	平面図		
施行地	東伯郡北栄町西園ほか		
図面番号	4 / 4	縮尺	1 / 5,000



1:5000